

## 第7回長岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年5月12日（水）

午後6時00分から

場所：アオーレ長岡4階大会議室

1 県の特別警報発令等について

2 長岡市の対応について

3 その他

# 長岡市の感染状況

(5月11日時点 県公表資料等に基づく)

## 1 ポイント

○感染者数累計 長岡市270人 新潟県2,695人

○新規感染者数 ➡ 4月下旬から急増

○直近1か月間 ➡ 1日あたり平均5人、最大14人

○人口10万人あたり1週間感染者数

➡ 直近1週間は25人を超過している。

(4/28~5/4: 13.68人 5/5~5/11: 26.59人)

※国の指標: 25人以上がステージ4「爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階」

○感染経路不明率(5/5~5/11) ➡ 54.3%

○最近の感染事例

➡ 市外の施設を基点に集団的な感染が発生し、家族等に感染が拡大

➡ 地元住民が集まる飲食店を基点に従業員や客、家族、グループへと感染が拡大

○医療体制

➡ 中越地域の患者を受け入れる基幹3病院が逼迫

## 2 その他これまでの感染拡大事例

ア 地域の高齢者の昼間のお茶飲みなどで感染が拡大

イ 市内外の福祉施設で、施設職員、利用者とその家族に感染が拡大

ウ 職場で、多人数による送別会が行われ、飲食をともにしたことにより感染が拡大

エ 市内外の取引先への出張の多い会社の従業員とその家族に感染が拡大

# 長岡市内の新規感染者数の推移 (2020年11月4日～2021年5月11日)

2021.5.11現在(判明日ベース)

■ 感染経路不明 □ 感染経路判明

## 長岡市の感染状況

- 人口10万人あたりの新規感染者数(直近1週間:5/5～5/11)は長岡市:26.659人(新潟県:11.45人 全国:26.63人)
- 過去1ヶ月では1日平均5人、1日最大14人(5月10日判明)の感染者が報告
- 4月以降、市内外の施設や飲食店等での集団的な感染が発生しているほか、家庭内や職場での感染も散発。感染経路不明者も増加している。



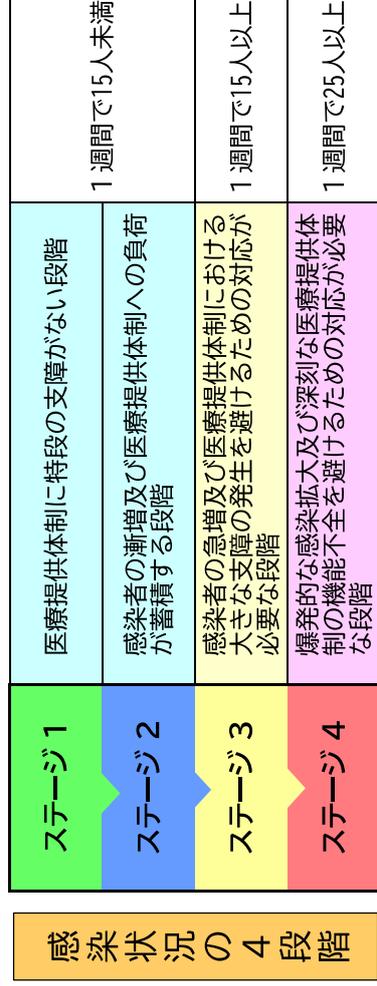
人口10万人あたり	11/4～11/10	11/11～11/17	11/18～11/24	11/25～12/1	12/2～12/8	12/9～12/15	12/16～12/22	12/23～12/29	12/30～1/5	1/6～1/12	1/13～1/19	1/20～1/26	1/27～2/2	2/3～2/9	2/10～2/16	2/17～2/23	2/24～3/2	3/3～3/9	3/10～3/16	3/17～3/23	3/24～3/30	3/31～4/6	4/7～4/13	4/14～4/20	4/21～4/27	4/28～5/4	5/5～5/11
長岡市	3.03	0.00	0.00	0.38	0.38	0.76	2.27	2.27	1.14	2.27	2.65	0.76	0.00	0.00	0.00	0.38	3.79	5.30	3.79	8.33	2.65	4.93	3.41	3.41	9.09	13.68	26.59
新潟県	0.78	2.69	2.69	0.82	1.42	2.28	1.51	3.56	3.06	5.39	3.42	3.51	2.88	2.01	2.15	1.42	1.87	2.56	2.88	5.20	5.52	7.58	8.35	10.27	9.86	9.16	11.45

【参考1】人口10万人あたりの直近1週間の新規感染者数 <比較>

(カッコ内は前週差) ※県 特別警報発令中

市町村	新規感染者数	前週差	統計期間
長岡市	26.59	(+12.91)	5/5 ~ 5/11
新潟市	5.07	(▲0.63)	5/11
新潟県	11.45	(+2.29)	5/11
東京都	37.04	(▲2.3)	4/30 ~ 5/6
大阪府	73.88	(▲15.7)	5/6
全国	26.63	(▲1.3)	5/6

【参考2】人口10万人あたりの1週間の新規感染者数 <政府分科会の指標>



## 市民・事業者の皆様へ

長岡市では4月末以降、新型コロナウイルス新規感染者が急増しています。

このことから、5月11日に市独自の「**緊急警戒情報**」を発出し、感染防止対策の徹底を強く呼びかけています。

これを受け、新潟県も5月12日、長岡市を対象に「**特別警報**」を発令しました。

長岡市民及び市内事業者の皆様には、以下の感染防止対策に、より一層取り組んでいただきますよう、お願いします。

令和3年5月12日 長岡市長 磯田達伸

# 緊急警戒情報

## 1 飲食を伴う会合には最大限注意を！

- ・**地元の顔見知りが集う場所**でも感染対策を徹底

飲み会、バーベキュー、カラオケ、お茶のみ等

- ・宴会は小人数・短時間で(4人以下を目安)
- ・体調が悪い場合は不参加(症状消失後も2日は×)

⇒詳細は県「飲食を伴う会合に関するお願い」参照

## 2 家庭内や職場での感染防止対策の徹底を！

- ・職場での飲食は別々に/**黙食**。食後は**マスク徹底**
- ・職場の**休憩所**での**会話は短時間**に。**マスク徹底**
- ・家族に症状がある場合は**食事を別々に**

⇒詳細は県「家庭内や職場での感染防止のお願い」参照

## 3 移動の自粛を！

- ・緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用された地域との往来は控える
- ・それ以外の地域間においても**不要不急の移動は慎重に判断**

## 4 体調が悪いと感じたら**受診・検査の徹底**を！

## 飲食を伴う会合に関するお願い

○ 飲食を伴う会合については、感染防止対策に加え、特に以下の点を守っていただくようお願いいたします。

- ◆ 宴会を行う場合は、以下の形式で行いましょう
  - ・ **短時間で行う** ・ 着座（立食・席移動は控える）
  - ・ お酌はNG ・ 定員50%以下（座席も離して）
  - ・ 人数を抑える
- ◆ 店舗は県の「新型コロナウイルスお知らせシステム」の導入をお願いいたします

**【当日】 体調が悪いときや回復直後は、熱がなくても参加不可を徹底!**

ささいな症状でもリスクを考えて参加しないようお願いいたします

**【実施後】 体調が悪化したら受診・検査相談を徹底!**

体調悪化時は県受診・相談センターに連絡をお願いいたします

【県受診・相談センター】 025-256-8275（毎日24時間対応）

# 家庭内や職場での感染防止のお願い

- 感染拡大を防止するため、家庭内や職場での感染防止対策の徹底を改めてお願いします。(直近で多数の感染者が確認されている**長岡市**、**三条市**、**燕市**、**十日町市**、**南魚沼市**では、特にご注意ください)

## 家庭内や職場での感染防止の徹底

- 食事の前や帰宅後など適切なタイミングで手洗い・アルコール消毒を忘れずに行いましょう
- 職場での飲食（特にランチ）は**別々に／黙食！** 食後は**マスク徹底**
- 職場の**休憩所**では**会話は短時間**。**マスク徹底**、共有物は**消毒**を
- **喫煙所**での密は避けて、会話は控えましょう
- 家族の中に発熱等の症状のある方がいる場合、以下の対策をお願いします
  - ・ **食事はなるべく別々に**（一緒にとる場合、手指消毒して最初に個別に取り分ける）
  - ・ ドアノブなど共有物を消毒しましょう
  - 普段と比べて体調が悪い（発熱、咳、呼吸器症状、のどの痛み）と感  
じたら、すぐ受診するようにしましょう

報道機関各位

長岡市商工部産業支援課長



## 県のコロナ特別警報発令に伴い

### 長岡市 市内飲食店に営業時間短縮の協力要請、協力金を支給へ

本市の新型コロナウイルス感染症の新規感染者の急増に伴う、県の特別警報が発令され、特別措置法第24条第9項に基づく飲食店等を対象とした営業時間短縮の協力要請がなされました。

これを受け、長岡市は、市内全域を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、感染防止対策を徹底し、時短要請に協力いただいた場合に「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給します。

つきましては、下記のとおり概要をお知らせしますので、ぜひ周知にご協力くださいますようお願いいたします。

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

### 1 特別措置法に基づく協力要請の内容

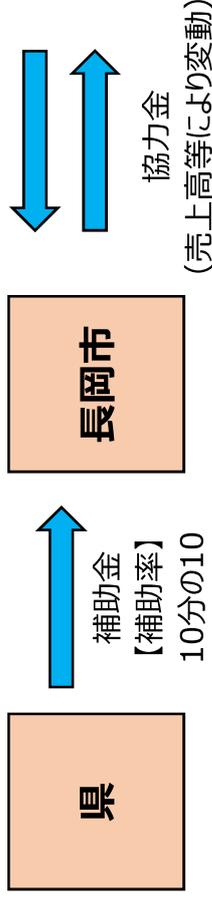
要請期間	令和3年5月17日（月）0時から令和3年5月31日（月）24時まで（15日間） ※感染状況によっては延長される可能性があります。
対象施設	食品衛生法第52条に定める営業許可を取得している次の施設（約1,800社） ①接待を伴う飲食店 ※風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗 ②酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む）【具体例】居酒屋、レストラン、バー等
要請内容	午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的にご協力いただくこと ※従前より、上記の時間の範囲内で営業している店舗は協力要請の対象外 ※酒類の提供は午後8時までの間に限る ※業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底すること。

- 2 支給要件 ・5月16日（日）以前から開業し、要請期間の全ての日において、時間短縮営業に御協力いただくこと
- 3 支給額 ・国の取扱いに基づき、売上高又は売上高の減少額に応じて額を決定  
・支給額は37.5万円（2.5万円×15日）から最大112.5万円（7.5万円×15日）まで支給 ※大企業は別途計算
- 4 申請期間 ・要請期間終了後から開始（6/1予定） ※終了時期未定
- 5 その他 ・協力金は、県補助金（10分の10）を財源として市が支給  
・市職員等による感染症対策と時短協力の状況確認の見回りを実施  
・関係団体とともに行う事前見回り（協力要請）は、5月13日（木）17時にアオーレ長岡ナカドマを出発【商工部長含む5班10人態勢】  
・専用ダイヤル：事業者向け総合相談窓口 [TEL0258-39-1238](tel:0258-39-1238)

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（長岡市）

長岡市全域を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、**令和3年5月17日（月）0時～令和3年5月31日（月）24時までの間、5時～21時までの営業時間短縮の要請**に感染防止対策を徹底した上で全期間、全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

## 【①実施スキーム】



**長岡市内で食品衛生法第52条に定める飲食店営業許可を受けている施設※1,2を運営し、下記の【②対象となる要件】を満たした事業者**

- ※1 接待を伴う飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗）
- ※2 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）

## 【②対象となる要件】

◎ **令和3年5月16日(日)以前から開業しており、令和3年5月17日(月)0時～令和3年5月31日(月)24時の期間中に5時～21時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。**

※酒類の提供は、20時までの間に限る。

※業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底すること。

※従前より、5時～21時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外。

## 【③支給額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高	
		～8万3333円以下	8万3333円超～25万円以下
		2.5万円/日	25万円超～
中小 企業者	A 売上高による方法	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4	
大企業(売上高減少額による方法)		【上限額】20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額	

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可

※協力金の支給額は、1施設あたり1日単価×15日間となります。